

報告第20号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年10月21日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月30日

一関市長 佐藤 善 仁

- 1 損害賠償の額 346,249円
- 2 和解の内容
 - (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として346,249円を支払う。
 - (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
 - (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。
- 3 相手方 宮城県栗原市栗駒深谷本桐14番地
株式会社 大心工業
代表取締役 琴畑 ゆう子 氏
- 4 事故の概要
令和7年7月30日午後1時頃、巖美町字青笹地内の主要地方道栗駒平泉線において、市営バスの運行管理業務を委託している事業者の運転手が、「青笹」バス停への到着時刻の調整のためバス停までの間の道路の路肩で待機していた際、待機位置を調整するためバスを後退させたところ、後方に停車していた相手方車両に接触し、フロント左側部分を破損させる損害を与えた。
- 5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月9日

一関市長 佐藤善仁

1 損害賠償の額 25,937円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として25,937円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 滝沢市
個人

4 事故の概要

令和7年7月8日午前11時5分頃、滝沢市大釜吉水地内において、庁用バスの運行管理業務を委託している事業者の運転手が、庁用バスで国道46号を走行中、十字路交差点を直進して通過しようとした際、対向車線の右折レーンから転回しようとしてきた相手方車両と衝突し、フロント部分を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 10パーセント

報告第21号

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年10月21日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月30日

一関市長 佐藤善仁

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
 （一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1 項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研 修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士_____</p> <p>_____の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1 項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研 修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士（岩手県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団 体である場合は、<u>保育士又は岩手県の区域に係る法第18条の29に 規定する地域限定保育士</u>）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一) 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 一 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(一) 関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p>

第4条 一 関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士_____</p> <hr/> <hr/>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（岩手県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は岩手県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下同</p>

<p>____その他乳児等通園支援に従事する職員として、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>じ。_)その他乳児等通園支援に従事する職員として、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。